

教私第1607号

平成30年5月24日

各私立高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

「書道Ⅱ」における篆刻の指導実施状況について（依頼）

標記について、大阪府立高等学校において「書道Ⅱ」のうち、平成29年度に学習指導要領に定められている「篆刻」の内容を、実施していなかったことが判明しました。

「篆刻」については、高等学校学習指導要領の「書道Ⅱ」で「扱うもの」とされ、同解説で「必ず扱う」とされていることから、この度、私立学校においても、各校の指導実施状況について調査を行います。

つきましては、別添の様式にて、回答願います。

（参考）

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示） 第7節 芸術 第11 書道Ⅱ

3 内容の取扱い

- (3)内容のAの指導に当たっては、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。（以下省略） （*Aは表現領域のこと）

高等学校学習指導要領解説 芸術科 書道Ⅱ

4 内容の取扱い

- (3)（前略）篆刻については必ず扱うものとし、（以下省略）

記

1 回答様式 「書道Ⅱ」における篆刻の指導実施状況について（エクセルファイル）

2 回答期限 平成30年5月29日（火）

3 回答方法 私学課小中高振興グループあてメールでご回答ください。

回答先アドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※メールの件名は「指導実施状況調査（学校名）」としてください。

※回答様式は学校ごとに作成してください。

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 井上・橋本

電話：06-6941-0351（内線4858）